

第九十二回帝國議會  
衆議院

# 華族世襲財産法を廢止する法律案委員會會議錄(速記)第一回

## 付託議案

華族世襲財産法を廢止する法律案

(政府提出、貴族院送付)(第三號)

請願法案 (政府提出、貴族院送付)

(第四號)

本委員は昭和二十二年二月二十五日(火曜日)議長の名で次の通り選定された。

磯崎 貞序君 稻葉 道意君  
今井 はつ君 小川原政信君  
上林山榮吉君 鈴木平一郎君  
荊木 一久君 菅原 エン君  
原 捨忠君 宮前 進君  
武藤 嘉一君 淺沼稻次郎君  
石川金次郎君 澤田 ひさ君  
棚橋 小虎君 大橋 喜美君  
原 國君 田中 たつ君

二月二十五日

請願法案(政府提出、貴族院送付)  
(第四號)の審査を本委員に付託され

た。  
二月二十六日(水曜日)午後一時十四分  
委員長理事互選のため次の委員が参集した。

稻葉 道意君 今井 はつ君  
小川原政信君 上林山榮吉君  
鈴木平一郎君 菅原 エン君  
武藤 嘉一君 石川金次郎君  
澤田 ひさ君 棚橋 小虎君  
大橋 喜美君 原 國君  
田中 たつ君

〔年長者小川原政信君投票管理〕とな  
る。  
○小川原投票管理 先例によりまし  
て、私が年長のゆえをもつて投票管理

第六類第二號 華族世襲財産法を廢止する法律案委員會會議錄 第一回 昭和二十二年二月二十五日

者となり、これより委員長の互選を行  
います。

○今井(は)委員 投票を用いず、武藤  
嘉一君を委員長に推選いたします。

○小川原投票管理 今井君の意見に  
御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小川原投票管理 御異議なきもの  
と認めます。よつて武藤嘉一君は委員  
長に御當選に相なりました。委員長武  
藤君に本席を譲ります。

〔武藤嘉一君委員長席に着く〕

○武藤委員長 御推選によりまして、  
私が委員長の席を汚すことに相なりま  
した。はなはだ不慣れでございませ  
が、各位の御指導と御支援によりまし  
て職責を盡したいと思ひます。何分よ  
ろしく願ひいたします。引續き理事  
の互選を行います。

○今井(は)委員 理事はその數を三名  
とし、委員長において御指名あらんこ  
とを望みます。

○武藤委員長 今井君の御意見に御異  
議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○武藤委員長 御異議なきものと認め  
ます。それでは

上林山榮吉君 宮前 進君  
淺沼稻次郎君  
を理事に指名いたします。

昭和二十二年二月二十六日(水曜日)午  
後一時十八分開議

出席委員  
委員長 武藤嘉一君  
理事 上林山榮吉君

稻葉 道意君 今井 はつ君  
小川原政信君 鈴木平一郎君  
菅原 エン君 石川金次郎君  
澤田 ひさ君 棚橋 小虎君  
大橋 喜美君 原 國君  
田中 たつ君  
出席國務大臣 金澤徳次郎君  
出席政府委員 法制局長官 入江 俊郎君

本日の會議に付した議案  
華族世襲財産法を廢止する法律案  
(政府提出、貴族院送付)  
請願法案(政府提出、貴族院送付)

○武藤委員長 引續き會議を行いま  
す。本委員會に付託せられております  
議案は、政府提出貴族院送付にかかる  
華族世襲財産法を廢止する法律案と、  
請願法案の二件でございます。これよ  
り原案全部を議題に供し、その審議を  
進めたいと思ひます。政府當局の提案  
理由の説明を求めます。

○入江政府委員 私から華族世襲財産  
法を廢止する法律案の提案理由につい  
て御説明申し上げます。

華族世襲財産法は華族制度による華  
族の身分の特典といつたしまして、有  
爵者がその家格を維持するのに必要  
な範囲におきまして、世襲財産を設け  
るという目的で法律が制定せられた  
ものであります。しかるに今回日本國  
憲法によりまして、華族の制度は、將  
來認められなくなるに伴ひまして、華  
族世襲財産の制度も、當然廢止される

こととなるのであります。最近に  
おきます諸般の事情に鑑みまする  
と、この華族の特権を、新憲法の施行  
まで存続させて置くだけの十分な理由  
がないばかりでなく、かえつて財産税  
とか、農地調整の關係等、世襲財産  
として維持して行くことの方がかえつ  
て華族の人々にとつて不利益である場  
合もあり、また最近の經濟上の激變に  
よりまして、生計維持という方面から  
見ても、この世襲財産を不融通物とし  
て置くというやうなことも適當であり  
ませんので、これらの理由によりまし  
て華族世襲財産法を廢止し、しかも新  
憲法の施行以前におきまして、直ちに  
この廢止の法律を施行するという必要  
が生じたわけであります。これがこの  
法律案を提出した理由であります。

この法律の中にはこれに關連して税法  
の一部改正、あるいは不動産登記法の  
一部改正、その他の経過規定が設けて  
あるのであります。よろしく御審議の  
上御協賛あらんことをお願い申し上げ  
ます。

○武藤委員長 次に國務大臣金澤徳次  
郎君の説明を煩わします。

○金澤國務大臣 請願法案の提案の理  
由につきまして御説明を申し上げます。  
と存じます。本會議におきましてあ  
らかた説明は申し上げましたけれども  
も、詳細にこの際内容を申し上げたい  
と考えております。御承知のごとく新  
憲法の第十六條にかなり詳しく書きま  
したところの、請願に關しまする條文  
がございします。つまり國民はこの憲法

に保障されました權利によつて、廣  
い範圍において請願ができることになつ  
ておるわけであります。ところがか  
うな請願の規定が憲法にありまして  
も、これに必要な法律規定が完備い  
たしませんが、どこへ請願書を出して  
いいものか、あるいは誰にあてて請願  
書を出していいものか、あるいはまた  
書面ではなくて、言葉でもつて請願を  
していいものかというやうな、各種の疑  
が起りまして、實際上の權利の保障が  
不十分となるわけでございします。明治

憲法におきましては、憲法は明治二十  
二年にできましたけれども、しかし實  
際にその手續ができましたのは大正  
七、八年ごろと思つております。が、  
それまでは規定がなく、かなり請願  
權が實行上の値打を失つたという例を  
もつております。今回は新しき憲法の  
規定に基づきまして、いち早く請願法の  
御協賛を仰ぎまして、五月三日に憲法  
が施行せられます時から、直ちにこ  
の請願が實施できるようにいたしたい  
というわけで、今回提出をいたしまし  
たわけでございします。

内容についてあらかじめ申し上げま  
すと、まず第一條におきましては請願  
法の性質を明らかにいたしてござい  
ます。言いかえますと、請願につきま  
しては、ほかの法律もあり、これは國  
會に對しまする請願の場合を豫想して  
おるわけでありまして、そういう特別  
な場合は除きまして、原則としてこの  
請願法がこれを規定する。こういうふ  
うなことを定めております。

それから第二條、第三條におきましては、國民が請願をするにつきましては、どんな手續をとつていいものかというのをはつきりさせておきます。第四條及び第五條におきましては、官公署におきましての請願の取扱いは、つまり受ける方の請願の取扱いは、第六條におきましては、何人も請願をしたことの理由によつては、どんな差別待遇を受けることがないという保障を規定しておるわけでありまして。

そのうち第二條、第三條の請願の手續のところを申しますが、請願は請願者の氏名と住所を記載した文書でこれをしなければならぬということになつております。言いかえますと口で請願をするのは正式の請願ではない必ず文書によるべきものである。しかし文書ではありまするが、その記載事項には何の面倒なこともなくて、請願者の名と住所がわかればそれで十分である。それ以上に面倒なことをつける必要はないということしておるわけでありまして。このことはこれだけ見ますと、別に不思議もないように思われますが、現在の請願令というもののの中には、いろ／＼書きますことをかなり詳しくあげておりました。たとえば族稱を書けとか、年齢を書けとか、職業を書けとかいうことを規定しておりました。この規定に違反いたしましたら、請願が幾分制限を受けることになるのであります。さうな無用な規定を全部はずしまして、最も簡便に手續をいたしたわけでありまして。

次にその請願書は、この請願の事項を所管する官公署にこれを提出すべきものとしたしまして、また天皇に對する請願書は、これを内閣に提出すべきものとしております。このことはこれもまた分りきつたことでありまして、どこかに出すならば、官公署に出すということが原則で、不思議はないように思いますが、これにも若干の事情がありまして、たとえば外を歩いておる役人に對して、いきなり請願書を出すということは、請願の慎重なる手續に反しますので、まず常識的にそれは官公署に出すべきものであるということをやめたわけでありまして。また天皇に對する請願書は現在の規定によりまして、郵便をもつて内大臣府に提出するということに規定しております。もとより今内大臣府というものがございませぬけれども、それに代るふうに讀みかえて適用しておるものと存じておりますが、天皇に直接に請願書を出しますことは、天皇の御地位と對照いたしますと、相當に考えなければならぬ點があるものであります。つまり助言と承認によつて行動せられます天皇に、直ちに請願書を出すことは不適當でありますし、それかと申しまして、現在の如く内閣抜きに出るということも不合理であります。そこで助言と承認の責任を持つております内閣に提出すべきものであるといたしておるわけでありまして。つまりこれは内閣を経由して出すという意味を現わしておるのであります。

それからなお場合によりまして一番請願で困りますのは、國の制度というもの、一般人には分りにくいものであります。一つの問題を持つておりまして、どこの官廳へこれを出したらほどう行くかということが分りません。誤つたところへ出しますと權限外だということ、つづねられてしまふ。そういう欠點を除きますために、もしもはつきりした官公署が分りません時は、内閣に提出しなければならぬ。こういうふうにいたしました。内閣に出ますれば内閣で適當にこれを權限を持つておる官廳に送り届けるといふ扱いをすることにせうと存じております。なおまた誤つて請願書が權限違いのところへ行きまして時にどうするかと言いますと、これもこの規定の中に書いてありますが、それは請願者に正しい官公署を教えてやるといふことも一つの方法でありますし、それでなければ、請願書を受取つて置いて、これを國の内部關係において、しかるべき權限を持つておる官廳へ送り届けてやる。こういうことにいたしました。

次に官公署が受取つたならば、どんな心構えでこれを處理するかという問題であります。これは請願というものの性質が、裁判とか訴願とかいうふうにはつきりしておりません。官公署はこれを受理いたしました十分中味を検討して、しかるべく適當な方法をとりまして、別に裁判をせよとか具體的な要求を含んでおらないものであります。それがために自然官公署の側で請願を粗末に取扱う。處理の心構えにおいて十分であるというふうな恐れもありません。つまり、法律の中に明文を設けまして、請願書は必ず義務としてこれを誠實に處理しなければならぬというふうなことを規定してあるわけでございます。

なお最後に、何人も請願をしたために、いかなる差別待遇も受けないという規定が設けてありますが、これは實は日本國憲法の第十六條の中に同じ文句のことが規定してあります。で、よく法律家的に申しますと、わざわざこの規定を書き記す必要はないのであります。これは從來日本の立法が不親切でありまして、憲法に書いてあるから請願法には書かなくていい。こういうふうな態度をとつておりました。それが國民の側から見ると非常に不便であります。そこで憲法の中にこれを請願法の中に明らかにいたしました。何人も請願の本質をよく理解し得るようになつたわけでありまして。ここにいかなる差別待遇も受けません。こういうふうに規定いたしましたのは、請願をしたからとて國家から不利益を受ける。あるいはどこかで處罰をされとかいうようなことが、あるべき筋合のものではございせんけれども、古い時代の考えによりまして、請願ということ、無理に何か願ひ出ることであつてよろしくない、こういう思想があつて、自然請願に不利益を加へている傾きがあります。現在の請願令において請願を認めておりますが、請願を助長する。人のために請願を集めて歩く。こういうことをいたしますと、法律上の不利益が起るようになります。従つて請願をしたために、いかなる差別待遇も受けないということをばつきり規定いたしました次第であります。大體以上が内容であります。これによりまして憲法の第十六條を、ほんとうに實際政治の上に實現したいという考えでございますが、どうぞよろしく

御審議をお願いしたいと存じます。  
○武蔵委員長 これに議案全部に對する説明を聴取いたしました。今日のところはこれで散會いたしましたと思ひます。

午後一時三十四分散會